

明治四年辛未十一月



萬國新聞

第九號

東京書林

北畠兵衛  
山中兵衛





18特  
115  
9



萬國新聞第九號

シヤパンヘラルド新聞第二千五百號

明治四年辛未十月廿三日横濱刊行

昨日洋銀の相場二分金に換ふれば百圓（百圓）に付四百鎊（即百兩）に  
至りて然れ共金札のハ三百六十鎊（即九十兩）なり

○

數年來米國海軍療院取建の爲め山手英國兵隊屯所の傍ら  
に日本政府より借請たる地所ありしに漸く此節右療院  
取建に掛りて





○  
今日米國領事衙門ふ於て贗札を製造したるローシル氏の  
吟味ある原告ハ日本政府として被告ハローシル氏  
裁判役ハ米國領事官セパルド氏よて輔助ハジイ。ヒー。ン氏  
及ヒエス。ケ。ロスロップ氏あり  
ジ。ダブリウ。ヒル氏ハ糾問の爲めに出席シエフ。ダブリウ。マ  
ークス氏ハ罪人を護衛シ  
吟味手續〔元長なれハ之を畧シ〕  
種々吟味ありし後ハ被告の者の口よて左の言を出せし  
付一同驚愕セリ曰く予ハ予ら能く爲次所を爲ハシ他人之

を何と云謂ハキと茲ふ於て此事件の裁斷ハ證を俟ハシテ  
決ハス故ハ原告の者ハ悦ハ大方ナリ又被告の方ハ荷擔  
したる證人等ハ大ニ辟易スル依テ此事の裁許ハ原告ハ  
勝ヌシテ被告の方より百四拾三圓の償金を出シ事ハ決シ  
裁判ハ入費ハ雙方よて半分迄ハ出ハス

英漢新聞抄出

日耳曼みてアルセースの貿易一條談判ハ首尾よく調ハ  
る日耳曼帝ハ當月十六日シ―キステグを開キ互市  
場と爲可シ

加拿太よて一揆ありしハ米國の兵隊之を討ち退ケ賊魁ヲ



二一九畝を生捕せぬ

英國女主先日不快の處此程全快せぬ來月初日ハ蘇格蘭を  
出立してウヰヰントソル城に赴く可し

米國よてハ復も大火ありウヰヰスコフシ。地名シントクシ  
一。地名ホロン。地名キユスコリ。地名及びミキガン。地名の  
諸街其外近邊ハ村落に至る迄諸所焼失せり焚死せる者多  
く家蓄財貨の損失亦甚多し

其後傳信機に報告ありてハミキガン。地名のマニストル街ハ  
残らぬ打崩れも家屋二百軒磨車六ヶ所焼失し其損失百二  
十五萬圓を記すと云又ウヰヰスコフシ。地名よてハギリーン

ベネ河邊の六ヶ村焼失し人命の損失甚多し住民火災の  
中ニ圍まきて遁路を失ひ倉庫内ニ生かゝる火中ニ死亡  
せ旅者百三十名河中ニ身投つる者數百人死亡者總て  
五百人ありと云

大統領グラント氏ハ命令を發して南方カリナ。地名兵を五  
ヶ日の間ニ分配せんと云

シヤパンヘラルド新聞第千四百九十一號

明治四年辛未十月十二日刊行

十一月乃末迄方米賣買相場ハ横濱商社よりの拔書ニ一圓  
二付二斗二升九合よて二斗三升迄とあり即ち洋銀の相場



百圓と付金札三百九十鎊と云々日本米ハ一担と付凡二圓  
ふらむ十二月の末迄方々ハ一圓と付二斗三升二合よ京二  
斗三升四合迄とあり即ち一担と付一圓六十五錢あり  
二三日の内にハ洋銀必百圓に付四百鎊迄も騰貴せやと云  
目的よ一昨日と六十萬ドルヲ九割買占めたり故に一週間  
於て洋銀の相場百圓と付三百三十鎊よ三百八十八鎊  
迄も騰貴せや

公園の中ハ灌水及ハ樹木栽植附くべき用意を成したり近  
所の景色も亦從て改正せり大なる骨折を以て此植附場と  
美麗なり云々日本人樂み而已ならん外國人までを樂ま

見やら爲なれ蟋蟀を養ひ置く爲め結縷草も植附を云

芳原の美艷な遊妓或は男子と婚姻せや事或約せしと聞  
ふと病に臥して死去するや迷ひたり日本人ハ其幽靈夜  
々眼に觸るといへば幾多の遊客の求めよ此遊妓の死亡  
としハ天命なれを悟とし再ハ人目に觸ると近所は者も最  
早恐怖せしめ流る様祈禱せや

今朝合衆國のコロラード船及ハアラソカ船の端舟に二雙  
方よ五百圓流るを賭を競船を成せや寒風浪を起さるコ  
ロラード船は端舟に僥倖附與して右の賭金獲得あり競  
船を駛走する距離ハ川崎は洲よ京倉船アイダホ船より



直徑五里なり貴人及び貴女等相應に見物人あり其中にデ  
ロング氏も亦加はせり雙方の端舟十時三十分運動を始め  
勝利を得たる端舟は十一時三十九分於て其場所到着  
せし僅に二小舟の長はりし勝負を決せし吾輩記憶して此  
海灣中にて曾て有りし競船は中の最も愉快なる者なり恐  
らくは賭金を此海灣中に於て曾て有りし競船よるも必は  
廣大ならん今度數萬人を志す此競船は見えしめを爲る以  
前に布告せられたしを以實と残念を記

ジャパンヘラウド新聞二千四百九十八號

明治四年辛未十月廿日刊行

去る水曜日に一人の老婦ブラツキエイドソチサン(地名不  
詳)の近所より東京へ往來する馬車に曳きて死せり  
日本政府此度又種痘せられたる者ハ種痘をせしむる旨布告す  
るに種痘をせしむる者の便利を爲め拾七ヶ所の種痘所  
を設けたり種痘ハ只兩親の子供を養育し給而已からん人  
民一般は健康を保つ爲めなり此法則に背く者ハ過代は  
命に及ぶ由風説ある  
民部省の長官細川潤次郎ハ過日米國より一季より一度の市  
を見物し歸國せしる米國滞留は時御門の御用にある  
を結構する馬車を二ウエルク地名より誂ふる且は耕作



此爲め大に辛勞を助くるに便利なる器械保持歸來を以て  
日本政府みては輸出運上を拂ひたる外國人可は輸出を免  
次及び答なる可今迄米穀は輸出を免然とて外國の欽  
差等ハ此事を疑惑源と云へり條約ハ米穀輸入を免とて  
是によて先年日本可て兵馬の間米穀不足し幾と饑饉ふ  
及せとせしを外國よは大な損失可て米穀三百萬担は輸  
入して其難救はた然るに支那に於て當時米穀は收納  
不足とに付支那は人民を救ふ爲め可日本は米穀は輸出  
はるを企望せり日本政府可ては當時餘は處乃米穀は輸出  
源は少しは損失とては金は得はるは輸出は免は日

本政府可て望はは輸出運上の事ハ外國乃欽差等を承引し  
るは不日米穀輸出を免はるし

御門私可横濱に幸行し外國人並外國人可住居及び風俗  
等と天覽ありて甚珍奇とせらるし由風説あり

大藏省乃次官大隈ハ附屬の官員と共可會計は事に付き不  
日米國及歐羅巴に旅行はる由風説あり

シヤパンガゼット新聞第一千二百零一號

明治四年辛未十月廿五日刊行

ロージャナルズ先達は廣札製造の事露顯とて造船場内に  
捕へ置としは愈々罪科はる可決とて



米國の裁判所よりてハ右ロージャルスの罰没甚寛大に所置  
せき事を欲し訴訟人より得る証據及び情實を吟味し又  
當人のなたる害及び罪没能く吟味し次乃如く裁判あり  
ジエノンローシヤルス一ケ年ハ罰徒刑を命し且此日本に住  
居するは權利を取上るあり

○  
造幣寮布告

造幣寮第二條の規則に隨ひ是迄鑄貨ハ爲めに當寮に送  
來れる銀條ハ高案外に莫大な程しに付銀貨鑄造ハ器械  
用ハ方過多なる由て損多あり故に追て布告迄ハ當寮に

於て直り鑄造ハべき銀條ハ此上請取難し依て此段布告に  
及ふるのみ也但し金條ハ是より通り請取を

大坂造幣寮頭取

一千八百七十一年第十二月二日〔我十月廿日〕 馬渡 手記



